

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年岩手県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉等に係る業務に従事する者の確保を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用及び福祉等に係る業務に従事する者の確保並びに<u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、被害を受けた居宅介護事業者等に対する支援及び被害を受けた者に対する安定した障害福祉サービス等の提供の支援</u>を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。